

OKAYAMA ECONOMIC REVIEW

JULY 2019

VOL.51 NO.1

CONTENTS

Article

The Revolutionary Forces in Marx's Theory and Marxism:

Development? or Distortion? Yoshiki Ota (1)

Notes

The Japan-China Economic Relations in GVC from the Perspective of

Trade in Value Added: Using Japan-China GVC input-output table

..... Jian Teng, Junshi Feng (19)

Überprüfung der Ablösungen der Grundlasten in Sachsen (3 und Schluß)

..... Nobushige Matsuo (35)

J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain, vol. 3,*

Machines and National Rivalries (1887-1914), with an Epilogue (1914-1929),

Outline, Chap.8

..... Atsushi Ichinose (59)

PUBLISHED BY

THE ECONOMIC ASSOCIATION OF OKAYAMA UNIVERSITY

岡山大学経済学会普通会員

会長	東陽一郎	田口雅弘	西田陽介
	浅野貴央	田原伸子	日高優一郎
委員	岡本章	藤鑑	廣田陽子
	尾関学	張星源	福士純
	尾関美喜	津守貴行	藤井大児
	岸田研作	釣雅雄	古松紀子
	金志映	天王寺谷達将	松田陽一
	國米充之	戸前壽夫	村井浄信
	蔡曉靜	中川豊隆	村田昌平
委員	佐藤淳平	長畑秀和	山口恵子
委員	佐藤美里	生川雅紀	横尾昌紀

前 号 目 次 (第50巻第3号)

研究ノート	高成果チーム医療に関するアンケート調査の報告	松田陽一・川上佐智子 (1)
	アダム・スミスにおける生産力と価値	一星野彰男『アダム・スミスの動態理論』(2018)によせて—
		……………新村聡 (17)
	カール・レンナーの属人的民族的自治論と二元的連邦国家構想	……………太田仁樹 (25)
	Change Process of Group Norms with Generational Change in a Small Group	……………Miki Ozeki (39)
	ザクセンにおける土地負担の償却・再考(2)	……………松尾展成 (51)
	J. H. クラバム『近代イギリス経済史 第3巻 第4編 機械と国家間抗争 1887-1914年 付:エピソード, 1914-1929年』要綱, 第7章	……………一ノ瀬篤 (63)
資 料	カナダの大企業, 2003年~2017年	……………榎本悟 (83)
	ノイドルフ村(南ザクセン)の貨幣貢租償却協定(2)	……………松尾展成 (89)

著作権 本誌の著作権は岡山大学経済学会に帰属する。

2019年7月16日出版

岡山市北区津島中三丁目1番1号 岡山大学経済学部

編集兼発行人 **東 陽 一 郎**

発行所 **岡 山 大 学 経 済 学 会**

岡山市北区高柳西町1-23

印刷所 **友野印刷株式会社**

岡山大学経済学会会則

改正 2017年2月22日

- 第1条 本会は、岡山大学経済学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、岡山大学経済学部 zu 置く。
- 第3条 本会は、経済学、経営学及び会計学に関する研究・教育の振興及びその成果の普及を図り、経済学部の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、次の事業を行う。
1. 機関誌『岡山大学経済学会雑誌』の発行
 2. 研究会及び講演会の開催
 3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会は、次の会員を以て組織する。
1. 普通会员 岡山大学大学院社会文化科学研究科教員（経済学系）（全教員）
 2. 学生会員 岡山大学経済学部学生（全学生）
 3. 院生会員 岡山大学大学院社会文化科学研究科及び文化科学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）で経済学系教員の指導を受ける院生（全大学院生）
 4. 特別会員 評議員会において推薦された者
- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 評議員の互選による。任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
会長は、評議員会・運営委員会を召集し、会務を統括する。
会長に事故のあるときは、年度始めに運営委員によって互選される副会長がこれを代行する。会長は、毎年評議員会において収支決算の報告と予算案の提案を行い、その承認を得なければならない。
 2. 評議員 岡山大学大学院社会文化科学研究科教員（経済学系）
評議員は評議員会を組織し、本会の運営につき審議し決定する。
評議員会は、少なくとも年1回開催するものとする。
評議員会は、評議員の過半数の出席によって成立し、議決は出席者の過半数による。
- 第7条 本会の事業を行うために次の委員をおく。
- 委員は、会員の中より評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
1. 運営委員 若干名
運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。
運営委員長は、会長を以てこれに当てる。
運営委員会に、編集委員、庶務委員、会計委員、研究会委員を常置する。
運営委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の3分の2以上による。
 2. 監査委員 若干名
監査委員は、本会の会計を監査する。
- 第8条 会員は、評議員会の定める次の会費を納付しなければならない。
(但し、平成26年4月以降の入学者より適用する)
- | | | |
|------|----|---|
| 普通会员 | 年額 | 5,000円 |
| 学生会員 | 年額 | 2,500円 入学時に修業年限分を全額納付
(2年次転学部生及び3年次編入生を含む) |
| 院生会員 | 年額 | 2,500円 入学時に修業年限分を全額納付 |
| 特別会員 | | 評議員会で定める。 |
- なお、会費の払い戻しは、その納付が重複する場合を除いて、行わない。
- 第9条 本会は、決算及び予算の報告を行う。
- 第10条 会員は、次の権利を有する。
1. 本会による印刷物の配布を無料ないし特価で受けること
 2. 本会の事業に参加すること
- 第11条 本会則の改正及び本会則に定めのない事項は評議員会の決議による。